

2022年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2023年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島振興局	管理部 総務課	2022年 6月3日	長崎県五島振興局冷暖房関係機器保守業務委託	1,628,000	長崎市万才町3-5 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 長崎支店 支店長 浅野 学	本委託業務は、長年にわたり1者応札が続いてきた。令和2年度は、平成26年11月14日付会計課長通知「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、仕様を見直すことで新規事業者の参入を図ったが、結果は1者応札であった。これ以上の仕様の見直しは困難であることから、令和3年度より随意契約へ移行する方針を決定しているため、当業者と随意契約を行うものとする。	第167条の2第1項 第2号
2	五島振興局	管理部 総務課	2023年 3月16日	令和5年度 電力契約(五島振興局)	単価契約 別紙のとおり	五島市紺屋町5-11 九州電力株式会社五島営業所 所長 藤川 博士	・本調達案件に関し固定単価による一般競争入札(WT0案件、公告日:令和5年1月6日、参加締切:令和5年2月3日)を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立しなかった。 ・本年度3月末にて現在の電力調達契約が終了するため、早急に新たな電力供給者を見つける必要がある。 ・九州電力株式会社が、供給力不足のため停止していた固定単価である「標準メニュー」での申込受付を令和5年2月14日から再開することを発表。(ただし、追加供給量に限りがあるため先着順) ・その他の契約手法としては、市場連動単価メニューがあるが、このメニューはその時々々の国勢情勢や社会情勢等に大きく影響され、安定的な価格での供給の見極めが困難であり、現在の情勢では、固定単価での調達を選択せざるを得ない。 上記のとおり、現時点において固定単価メニューを有している者は九州電力株式会社に限定され、早期に契約を結ぶ必要もあることから同社に相手方が特定される。	第167条の2第1項 第5号
3	五島振興局	建設部 河港課	2022年 5月23日	五島振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	1,634,600	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行わせる基礎となるため、統一性、信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要がある。このため請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
4	五島振興局	建設部 河港課	2023年 1月24日	五島振興局建設部河港課積算技術業務委託	2,365,000	大村市池田2丁目1311番地3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2022年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2023年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	五島振興局	建設部 管理・用地課	2023年 3月31日	漁港環境整備施設等管理運営業務委託	2,592,960	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	漁港緑地を整備するにあたり、長崎県知事と五島市長（旧市長含む。）との間で締結された管理委託基本契約書において、県と地元市町で管理に要する費用負担割合を定め、県負担分を委託料として支払い、地元市町は応分を負担し、維持管理を行うこととしており、五島市以外の者へ委託できるような業務ではないことから、五島市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
6	五島振興局	建設部 管理・用地課	2023年 3月31日	福江港、玉ノ浦港及び富江港港湾緑地管理運営業務委託	5,348,710	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	港湾緑地を整備するにあたり、長崎県知事と五島市長（旧市長含む。）との間で締結された管理委託基本契約書において、県と地元市町で管理に要する費用負担割合を定め、県負担分を委託料として支払い、地元市町は応分を負担し、維持管理を行うこととしており、五島市以外の者へ委託できるような業務ではないことから、五島市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
7	五島振興局	建設部 道路課	2022年 6月7日	4 五道緑第3号 一般国道384号外4線道路緑化維持業務委託	15,290,000	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	当業務は、一般国道384号と県道4路線の植樹帯と市が管理している植樹帯を統一的に維持管理し、良好な道路環境を利用者並びに沿道住民に提供することで、観光振興や地域活性化を図るものである。五島市は、直営で「道路美化事業」を実施できる体制が整っていることから、諸経費等の軽減が可能であり、民間企業に発注するよりも安価で、かつ、四季を通して市道と一体的な維持管理を実施することができる五島市と委託契約を行うものとする。	第167条の2第1項 第2号
8	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2022年 10月27日	福江空港化学消防車継続検査業務	1,870,025	五島市吉久木町1446-1 旭自動車 有限会社 代表取締役 田坂 幸雄	空港の消防カテゴリー（消火能力）は就航する航空機の大きさで決められており、福江空港の運用時間内（8:00～19:30）は、大型化学消防車2台を必ず配置し出動可能な状態を保たなければならない。そのため、福江空港における車両の点検整備及び継続検査は空港運用時間外（19:30～8:00）に実施する必要がある。 また、大型特殊車両であることから大型ジャッキ等の設備を有している必要がある。以上の要件を満たす業者は、島内に旭自動車(株)しかいないため。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2022年 12月23日	福江空港化学消防車タイヤ交換業務	3,396,800	五島市吉久木町1446-1 旭自動車有限会社 代表取締役 田坂 幸雄	福江空港の消防カテゴリー（消火能力）は就航する航空機の大きさで決められており、福江空港の運用時間内（8:00～19:30）は、大型化学消防車2台を必ず配置し出動可能な状態を保たなければならない。 そのため、福江空港における消防車両の整備は空港運用時間外（19:30～8:00）に実施する必要がある。 また、大型特殊車両であることから大型ジャッキ等の設備を有している必要がある。 大型ジャッキを所有する会社は島内に4者あるが、各業者へ確認したところ、旭自動車以外は、空港の運用時間外での実施が不可とのこと。（タイヤ交換作業1本あたり2時間かかる） 以上のことから、島内に対応できる業者が旭自動車(有)しかいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により旭自動車(有)と随意契約を実施したい。	第167条の2第1項 第2号
10	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2023年 3月27日	福江空港照明施設維持管理業務委託	19,965,000	五島市吉久木町231-1 株式会社 九電工 五島営業所 所長 福田 修二	当該業務は、航空法に基づき空港航空保安施設（航空灯火及び電気設備等）を計画的、かつ適正に管理し、経年劣化等による機能低下と事故の未然防止、故障の早期発見に努める等、空港の機能保持と耐久性の向上を図るものである。 当該業務委託について、一般競争入札に付したものの参加資格の申請（応札者）がなく入札不調となった。 空港の運営上、当該業務に空白期間が生じることは許されず、参加資格要件を精査し再度一般競争入札を実施することは期間的に困難なため、複数見積合わせにより決定し随意契約としたい。	第167条の2第1項 第8号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2023年 3月31日	令和5年度 電力契約（福江空港管理事務所）	単価契約 別紙のとおり	五島市紺屋町5-11 九州電力株式会社五島営業所 所長 藤川 博士	・本調達案件に関し固定単価による一般競争入札（W T0案件、公告日：令和5年1月6日、参加締切：令和5年2月3日）を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立しなかった。 ・本年度3月末にて現在の電力調達契約が終了するため、早急に新たな電力供給者を見つける必要がある。 ・九州電力株式会社が、供給力不足のため停止していた固定単価である「標準メニュー」での申込受付を令和5年2月14日から再開することを発表。（ただし、追加供給量に限りがあるため先着順） ・その他の契約手法としては、市場連動単価メニューがあるが、このメニューはその時々为国勢情勢や社会情勢等に大きく影響され、安定的な価格での供給の見極めが困難であり、現在の情勢では、固定単価での調達を選択せざるを得ない。 上記のとおり、現時点において固定単価メニューを有している者は九州電力株式会社に限定され、早期に契約を結ぶ必要もあることから同社に相手方が特定される。	第167条の2第1項 第5号
12	五島振興局	建設部道路課	2022年 7月26日	4 五道維第3 4号 一般県道奈留島線道路維持管理委託（除草工）	2,209,055	五島市三尾野1丁目7ー1 公益社団法人 五島市シルバー人材センター 理事長 谷川 與喜男	・過年度発注した除草工事において、入札の不調が続き、現在も受注状況の改善が見込めない状況である。 ・一方、県では、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び同法律第41条2項に規定する、「シルバー人材センターの積極的な活用について（お願い）」により高齢者の雇用の安定を推進している。 ・当該箇所は、交通量が少なく、高齢者が作業しても安全であり、二次離島内で人材を確保出来ることから、五島市シルバー人材センターへ業務委託するものである。当センターを活用することで、維持管理コストを抑えられるとともに、住民自ら作業を行うことで道路愛護の精神が醸成される。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2022年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2023年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	五島振興局	建設部道路課	2022年 7月26日	4 五道維第40号 一般県道梶島線道路維持管理委託（除草工）	1,369,960	五島市三尾野1丁目7-1 公益社団法人 五島市シルバ ー人材センター 理事長 谷川 與喜男	・過年度発注した除草工事において、入札の不調が続 き、現在も受注状況の改善が見込めない状況である。 ・一方、県では、「高齢者等の雇用の安定等に関する 法律」及び同法律第41条2項に規定する、「シルバ ー人材センターの積極的な活用について（お願い）」 により高齢者の雇用の安定を推進している。 ・当該箇所は、交通量が少なく、高齢者が作業しても 安全であり、二次離島内で人材を確保出来ることから 、五島市シルバー人材センターへ業務委託するもので ある。当センターを活用することで、維持管理コスト を抑えられるとともに、住民自ら作業を行うことで道 路愛護の精神が醸成される。	第167条の2第1項 第2号
14	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2022年 4月26日	4農整第104号 寺脇地区換地計画等事務委託	6,346,000	五島市福江町13-7 寺脇土地改良区 理事長 平田 光昭	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の 委託に関する要綱」第3条の換地業務の可能な委託先 の内、土地改良法第52条他により、土地改良区があ る場合においては換地が実施できる最適な機関である ため。	第167条の2第1項 第2号
15	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2022年 7月5日	4 農整第108号 寺脇地区ほ場整備実施設計業務委託	10,560,000	長崎県大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	本業務は、ほ場の区割、道路・排水路の配置計画、 最適なほ場計画標高の設定、土量運土計画に基づく施 工平面図の作成、道路・排水路の従横断計画及び縦横 段図作成、工事発注が可能な工区ごとの土量計算、工 事数量の集計表及び積算参考資料の作成等を行うもの である。 本業務に当たって、九州農政局管内の「農業農村整 備事業発注者支援機関認定制度」において発注者支援 機関として認定され、公平性、中立性、守秘義務及び 農業農村整備の特性に精通している等の条件が担保さ れている団体は長崎県土地改良事業団体連合会のみで あるため。	第167条の2第1項 第2号
16	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2022年 7月5日	4 農整第109号 富江地区永田上ため池積算参考資料作成業務委 託	2,970,000	長崎県大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	本業務は、富江地区永田上ため池整備工事において、 変更積算参考資料作成を行うものである。 本業務に当たって、九州農政局管内の「農業農村整 備事業発注者支援機関認定制度」において発注者支援 機関として認定され、公平性、中立性、守秘義務及び 農業農村整備の特性に精通している等の条件が担保さ れている団体は長崎県土地改良事業団体連合会のみで あるため。	第167条の2第1項 第2号
17	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2022年 8月9日	4 農整第114号 富江・日の出地区換地計画等事務委託	3,056,900	五島市福江町13番7号 富江土地改良区 理事長 出口 光秀	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の 委託に関する要綱」第3条の換地業務の可能な委託先 の内、土地改良法第52条他により、土地改良区があ る場合においては換地が実施できる最適な機関である ため。	第167条の2第1項 第2号
18	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2022年 8月10日	4 農整第101号 久賀地区換地計画等事務委託	8,551,400	五島市福江町1-1 五島市 市長 野口 市太郎	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の 委託に関する要綱」第3条の換地業務の可能な委託先 の内、当地区は土地改良区がないため土地改良区以外 で換地が実施できる最適な機関であるため。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2022年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2023年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2022年 10月27日	4 農整第116号 富江・日の出地区区画整理実施設計業務委託	7,997,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	本業務は、ほ場の区割、道路・排水路の配置計画、最適なほ場計画標高の設定、土量運土計画に基づく施工平面図の作成、道路・排水路の従横断計画及び縦横段図作成、工事発注が可能な工区ごとの土量計算、工事数量の集計表及び積算参考資料の作成等を行うものである。 本業務に当たって、九州農政局管内の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」において発注者支援機関として認定され、公平性、中立性、守秘義務及び農業農村整備の特性に精通している等の条件が担保されている団体は長崎県土地改良事業団体連合会のみであるため。	第167条の2第1項 第2号
20	五島振興局	保健部 衛生環境課	2023年 3月31日	令和5年度 犬捕獲抑留抑留等業務委託	2,362,831	非公開	委託する業務は、狂犬病予防法並びに動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬の捕獲、抑留、犬及び猫の出張引取り、負傷動物の収容、動物の返還・譲渡・殺処分・焼却等である。業務の遂行にあたっては、動物の捕獲や飼養管理に係る専門的な知識・技術を必要とするのみならず、咬傷や感染症罹患等の危険が伴う頻度も高く、また、平日だけでなく、休日や夜間においても職務の遂行を求められる場合があり、一般的に敬遠されるものである。 なお、平成25年度から平成28年度の一般競争入札では一者応札が続いたため、平成29年度契約より随意契約に移行した。この際、一般競争入札の考え方を引き継いで競争の理念を反映させた請負契約としていたが、成果物ではなく労務の提供を目的とした契約であることから、今後の契約方法を委任契約として整理する。	第167条の2第1項 第2号
21	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	2022年 4月1日	令和4年度漁港環境及び海岸環境整備施設管理業務委託	1,368,750	南松浦郡新上五島町青方郷1 585-1 新上五島町 町長 石田 信明	新上五島町は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」等に基づき、岸壁や護岸、野積場等の漁港施設の軽微な維持補修や許可事務を行っているが、「奈摩漁港、上五島漁港、鯛ノ浦漁港、奈良尾漁港の漁港環境整備施設及び海岸環境整備施設」はこれらの漁港施設に隣接しており、管理を新上五島町が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、新上五島町に相応の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。以上の理由により、新上五島町と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	五島振興局	上五島支所 総務課	2022年 4月4日	令和4年度ガソリン単価契約	単価契約 @ 188.00	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	平成30年6月議会で決議された「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議（「公用車の燃料調達にかかる契約方法の見直し」について）を受け、平成31年1月25日に本庁随意契約適正化推進協議会において「『公用車の燃料調達にかかる契約方法の見直し基準』に基づき、①円滑な燃料調達ができるか②経済的合理性に反しないか③公正性に反しないかの3つの要件を満たしていれば、長崎県石油協同組合と一者随意契約を行う」という決定がなされた。 この決定を受け、上五島支所において検討を行った結果、下記のとおり全ての要件を満たしていることから、長崎県石油協同組合と一者随意契約を行うこととした。 ① 円滑な燃料調達 ・石油協同組合に加入している給油所は、新上五島町内（旧5町全域）に18か所あり、 質・量ともに安定した燃料供給が可能である。 ② 経済合理性 ・H30年度までは契約した有川地区の給油所1店舗のみでしか給油ができなかったが、今後は新上五島町全域で給油が可能となり利便性が向上する。 ・当該契約は石油供給網の強化に寄与し、災害時・緊急時の安定供給に資することができる。 ・組合は官公需適格組合であり、中小企業振興、地元優先調達に配慮されている。 ・これまでの予定価格積算方法（有川地区の物品登録業者5者からの聞き取り）と、石油協同組合と一者随意契約する場合の予定価格の積算方法（旧5町の組合員1者ずつからの聞き取り）を比較しても、金額に差がほとんどなく適正な価格で契約が可能である。 ③公正性 ・県の物品登録業者が新上五島町内に7者いるが、すべて石油協同組合に加入していることから、当該業者が受注機会を失うことにはならない。	第167条の2第1項 第2号
23	五島振興局	上五島支所 総務課	2023年 3月31日	上五島支所電力需給契約	単価契約 別紙のとおり	五島市紺屋町5番11号 九州電力株式会社五島営業所 所長 藤川 博士	本調達案件に関し固定単価による一般競争入札を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立しなかった。本年度3月末にて現在の電力調達契約が終了するため、早急に新たな電力供給者を見つける必要がある。九州電力株式会社が、供給力不足のため停止していた固定単価である「標準メニュー」での申し込み受付を令和5年2月14日から再開することを発表したため。	第167条の2第1項 第5号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

料金表

【基本料金及び電力量料金】

1 基本料金

1月につき

契約電力 1 k wにつき	標準電圧 6,000 ボルトで供給 を受ける場合	1,416 円 78 銭
------------------	-----------------------------	--------------

2 電力量料金

夏季 18 円 98 銭

その他季 17 円 53 銭

※契約種別：業務用電力 A - I

料金表

【基本料金及び電力量料金】

1 基本料金

1月につき

契約電力 1 k wにつき	標準電圧 6,000 ボルトで供給 を受ける場合	1,416 円 78 銭
------------------	-----------------------------	--------------

2 電力量料金

夏季 22 円 67 銭

その他季 21 円 64 銭

※契約種別：業務用季時別電力 A- I

【業務用電力A】

(1) 適用範囲

- ・ 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

(2) 電気料金単価

供給電圧	区分		旧単価	新単価
6,000V	基本料金(円/kW)		2,046.00	2,142.78
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	12.99	13.37
		その他季	12.06	12.44

20,000V	基本料金(円/kW)		1,936.00	1,983.55
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	11.90	12.05
		その他季	11.07	11.22

60,000V	基本料金(円/kW)		1,870.00	1,917.55
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	11.79	11.94
		その他季	10.97	11.12

(3) 季節区分

夏 季	7 月、8 月、9 月	その他季	夏季以外の月
-----	-------------	------	--------

(4) ご留意事項

- ・ 業務用電力Aから別の電気料金メニューに変更後、1年間は当該電気料金メニューを再適用できません。